

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年7月)

7月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社羽衣運輸（法人番号6440001004520）代表者井上修	北海道北斗市中央3丁目1番22号	本社営業所	北海道亀田郡七飯町字大沼町815-2	R8.7.24	輸送施設の使用停止（20日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和7年11月17日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等起因する車輪脱落事故を発生させたこと（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）	2	2
2	札幌アサノ運輸株式会社（法人番号4430001019661）代表者信太孝樹	北海道札幌市白石区中央2条7丁目1番地	苫小牧営業所	北海道苫小牧市入船町2丁目2-10	R8.7.24	輸送施設の使用停止（20日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和7年10月21日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等起因する車輪脱落事故を発生させたこと（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）	2	2
3	株式会社浜中運輸（法人番号6460001003545）代表者赤石美枝子	北海道厚岸郡浜中町浜中桜西24番地	本社営業所	北海道厚岸郡浜中町浜中桜西24番地	R8.7.24	輸送施設の使用停止（185日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3 他7件	令和7年12月9日及び令和8年3月11日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。 （1）疾病・疲労等のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第6項）、（2）無車検運行（安全規則第3条の3）、（3）点検整備記録簿等の記録の改ざん・不実記載（安全規則第3条の3）、（4）点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、（5）乗務等の記録義務違反（安全規則第8条）、（6）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（7）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（8）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）	19	19
4	太栄トラック株式会社（法人番号54600010010046）代表者中島太郎	北海道釧路市鳥取南5丁目5番19号	本社営業所	北海道釧路市鳥取南5丁目5番3	R8.7.24	輸送施設の使用停止（74日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他12件	令和8年1月28日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。13件の違反が認められた。 （1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）疾病・疲労等のおそれのある乗務（安全規則第3条第6項）、（3）定期点検整備の実施義務違反（安全規則第3条の3）、（4）点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、（5）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）、（6）事故の記録義務違反（安全規則第9条の2）、（7）運転者台帳の作成義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（8）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（9）運転者に対する指導監督の記録事項義務違反（安全規則第10条第1項）、（10）特定運転者に対する特別な指導義務違反（安全規則第10条第2項）、（11）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）、（12）社会保険等加入義務違反（貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号）、（13）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	8	8

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年7月)

7月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	業在者地	営業所名	営所業在	所在地	処分年月日	処分内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
5	株式会社西山工業（法人番号9460101005769）代表者西山直樹	北海道河東郡音更町木野大通東12丁目4番地14		株式会社西山工業営業所	北海道河東郡音更町木野大通東12丁目4番地14		R8.7.24	輸送施設の使用停止（191日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他12件	令和7年5月13日及び令和7年6月20日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。13件の違反が認められた。 （1）事業計画変更認可義務違反〔自動車車庫の位置及び収容能力〕（貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」）第2条第1項第4号）、（2）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（3）疾病・疲労等のおそれのある乗務（安全規則第3条第6項）、（4）点検整備記録簿等の記載義務違反（安全規則第3条の3）、（5）点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項から第3項）、（6）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）、（7）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（8）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（9）運転者に対する指導監督の記録事項義務違反（安全規則第10条第1項）、（10）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）、（11）運行管理者の講習受講義務違反（安全規則第23条第1項）、（12）社会保険等加入義務違反（施行規則第14条第2号）、（13）自動車に関する表示義務違反（道路運送法第95条）	20	20
6	有限会社渡邊商事（法人番号1460102007672）代表者渡邊哲也	北海道河東郡音更町宝来西町北1丁目2番地5		本社営業所	北海道河東郡音更町宝来西町北1丁目2番地5		R8.7.24	輸送施設の使用停止（50日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他4件	令和7年10月16日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（3）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（4）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（5）自動車に関する表示義務違反（道路運送法第95条）	5	5
7	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社（法人番号1010001112577）代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		遠浅郵便局	北海道勇払郡安平町遠浅11		R8.7.24	輸送施設の使用停止（60日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和8年5月11日、日本郵便株式会社から不適切な指導・監督の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）運転者に対する指導監督記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）	—	—

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年7月)

7月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

[illegible]